

## 令和7年12月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 令和7年12月17日(水) 開会 午前10時  
閉会 午後1時36分

場所 第2委員会室

出席委員 岡田静佳委員長  
逢澤圭一郎副委員長  
橋本健人委員、栄寛美委員、鈴木まさひろ委員、小久保憲一委員、  
梅澤佳一委員、高橋政雄委員、細川威委員、小川寿士委員、塩野正行委員、  
八子朋弘委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]  
岸田正寿福祉部長、鈴木康之福祉部副部長、山口達也地域包括ケア局長、  
尾崎彰哉こども政策局長、茂木誠一福祉政策課長、浅見洋社会福祉課長、  
今井隆元地域包括ケア課長、草野敏行高齢者福祉課長、  
小松素明ねんりんピック推進課長、関根健障害者福祉推進課長、  
平明夫障害者支援課長、田中康博福祉監査課長、瀧澤幸子こども政策課長、  
山崎高延こども支援課長、多久島康寿こども安全課長、  
西山幸範こども安全課児童虐待対策幹

[県民生活部]  
堀達也人権・男女共同参画課共生推進幹

[保健医療部]  
植竹淳二健康長寿課長

[産業労働部]  
田中舞雇用・人材戦略課副課長、伊藤佳子就業支援課長

[教育局]  
佐藤直樹教育総務部参事兼生涯学習推進課長、宮本周一財務課副課長、  
松本光司人権教育課長、山川喜葉義務教育指導課長

[警察本部]  
久田大輔生活安全部理事官兼人身安全対策課長

### 会議に付した事件

子育て支援について

児童虐待防止対策について

## 橋本委員

- 1 資料の2ページ、子育て支援の部分だが、保育サービスの充実について、保育士の確保はすごく大切で待遇の改善は重要だと思っている。令和7年の2月の定例会の一般質問で、知事の方から独自策を埼玉県でも行うことで、人材の東京への流出を防ぐと。それによって、本県の人材確保に全力で取り組んでまいりたいという答弁があったが、現在の取組によってどの程度人材の流出が防げているのか教えていただきたいと思う。
- 2 放課後児童クラブの充実である。同じページになるかと思う。こちらについては、やはり、最終的には児童が関心を持ってそこで健やかな成長に結び付くようなサービスの提供が必要なのかなと考えているが、例えば、民間企業が放課後児童クラブの運営に新規参入することも一案なのではないかなと考えているが、本件の新規の参入状況と今後の対応について伺います。
- 3 児童虐待防止対策の方で、5ページである。児童相談所の体制強化ということで、今年度新たに設置した朝霞児童相談所の設置効果について伺えればと思う。設置以前に比べて、迅速かつきめ細やかな対応が可能となったのかどうか確認したい。
- 4 児童家族への支援、被虐待児童の心のケアについて伺います。心のケアは、医療機関の対応とか協力も欠かせないかなと思っているが、児童相談所と地域の医療機関の連携体制について、現状と課題、あとは今後の対応について伺います。

## こども支援課長

- 1 保育サービスの充実というところで、県の取組によってどの程度の流出が防げているかということであるが、委員お話しのとおり、これまで本県では保育士の確保のために、保育士に直接届く支援として独自の処遇改善策を実施してきた。例えば、その中で新卒の保育士に対しての就職準備金の貸付けがあるが、こちらの事業だと、県内では、採用された保育士の全体のうち、2年以内での退職率が36.6%になっているが、こちらの貸付金を借りた保育士の2年以内の退職率は15.3%となっており、一定程度離職防止に効果が出ていると考えられる。このような取組を継続的に実施してきた結果として、都県境に位置する川口市や戸田市など10の市について、保育所等を退職して他の保育所に就職した、いわゆる転職した保育士の中で、東京都内の保育所に就職した方の割合は、平成30年度は27.2%であったが、直近、令和6年度では徐々に減少傾向となって22%まで減少しているので、一定程度流出防止につながっていると認識をしている。
- 2 放課後児童クラブの民間参入の状況と今後の対応についてであるが、現在、民間企業の参入状況については個別には把握はできていないが、例えば、株式会社が運営主体となっている放課後児童クラブについては、県内全体で令和6年5月1日時点で2,112の支援単位、いわゆるクラスのうち、361が株式会社が運営している放課後児童クラブであった。前年の令和5年と比べると、令和5年は302だったので、増加傾向にあると考えている。今後の対応としては、民間企業の参入も大事だと思っているので、今年度、県ではスポーツクラブや塾などの企業が放課後児童クラブに参入できるように、放課後児童クラブスタートブックの策定を進めており、放課後児童クラブの制度の紹介のほか、実際に今もう既に参入している民間企業のヒアリングを行って、そういった民間企業の声、あるいは民間企業が参入するメリットなどを整理して、今後の民間企業の参入につなげていくようなツールとしたいと思っている。また、放課後児童クラブのニーズは年々高まっているので、民間企業にも御協力を頂きながら整備を進めてまいりた

いと考えている。

### こども安全課児童虐待対策幹

- 3 朝霞児童相談所の設置効果についてである。朝霞児童相談所を整備し、開所に合わせて西部地域を所管する児童相談所の管轄区域内人口の一層の平準化を図るために、日高市について川越児童相談所から所沢児童相談所へ管轄を変更したことによって、県内のいずれの児童相談所も、国が示す児童相談所の所管人口の目安である100万人を下回ることになり、虐待相談対応件数の平準化が図られている。朝霞児童相談所の開所により、西部地域の川越、所沢児童相談所の所管区域の面積がコンパクトになることで、これまで以上に迅速に対応でき、市町村や関係団体との連携も一層密になり、支援の質も向上しているというふうに考えている。
- 4 心のケアについてである。県の児童相談所には、常勤の児童精神科医が中央児童相談所と越谷児童相談所に配置されており、虐待を受けた児童の診察、治療、服薬処方などを行っている。児童や保護者の精神科受診への抵抗感を和らげて、紹介状による情報提供により、地域の医療機関での受診や継続的な治療への橋渡しを行っている。課題については、常勤の児童精神科医と日頃意見交換をしている中で、虐待を受けた児童を診ることができる地域の児童精神科医が少ないということを知っている。このため、地域につなぐ医療機関の選択肢が限られているというようなところを課題と考えている。このため、我々としては県と県立小児医療センターと連携して、虐待を受けた児童を診ることができるドクターを増やしていくという取組を地道にやっている。

### 橋本委員

待遇の改善のところで東京への人材の流出の話をしたが、何個か御紹介いただいて、おおよその雰囲気は分かったが、今後、流出を防ぐために、更に何か取り組んでいかないといけないのか、あるいは、現時点の取組を引き続き行っていくことで、当面の流出が防げると考えているのか、その辺の感触を教えてください。

### こども支援課長

流出の防止には、東京都との給与の格差の改善というのが必要であり、そこは国の公定価格の方で定まっているが、そちらの方の格差が今あるので、そちらの改善については、国の方にこれまでも要望しており、これからも引き続き、強く要望してまいりたいと思う。また、県の独自の取組については、今ある事業の効果をよく判断しつつ、必要があれば拡充したり、引き続き現在の取組をベースに、必要があれば拡充をしていきたいと考えている。

### 鈴木委員

- 1 不妊・不育症支援について、資料によれば、不妊・不育症検査費助成は3,722件の実績がある一方で、相談件数は147件にとどまり、支援の入口としてのバランスに課題はないか懸念がある。県において、相談窓口の認知向上や県民の皆様がライフプランを描くための企業、大学連携などを含めて、支援のフェーズを戦略的に広げるべきと考えるが、県の御所見をお聞かせいただきたい。また、前年度の検査費の助成件数と相談件数の差については、検査費助成が単発の経済支援で終わって、相談や心理支援などへの伴走には余りつながっていない可能性を示唆するものの一つと感じている。県として検査助成利用者のうち、相談窓口「ふわり」などの専門職につながった割合を把握し

ているかお聞かせいただきたい。

- 2 保育サービス、待機児童と保育士確保に関して伺う。待機児童数は208人との御報告があったが、課題の本質は、保育士不足や偏在であるように見受けられる。実際、こども家庭庁の直近の調査でも、待機児童解消の最大の課題は、保育人材の確保であることが示されている。埼玉県の保育政策において、従来の再就職支援に加え、他県や都への流出を防ぐための処遇改善や、選ばれる職場づくりなど、施設整備以上に人材確保と定着へ予算配分と政策の比重を適切に移していくことも重要と考えるが、県の御所見を伺う。
- 3 こどもの居場所に関して伺う。県内826か所のこどもの居場所の多くは、構造として、民間の善意やボランティアの持ち出しに依存しており、物価高騰化で安定的な運営が困難な状況を様々な関係者から御相談いただく状況である。既存の居場所が安定して運営できるための光熱費、食材費等の運営費支援の拡充や、企業とのマッチング強化など、居場所の持続可能性を担保する仕組みをどのように構築されるのかお聞かせいただきたい。また、朝のこどもの居場所づくりモデル事業は、共働き世帯の小1の壁解消への貢献に効果的とのエビデンスもあり強く期待している。これは、志木市、毛呂山町か。このモデルを県全体に横展開するためのロードマップは描かれているのか、詳細をお聞かせいただきたい。
- 4 こどもの貧困と学習支援についてある。生活保護世帯等への学習支援事業の実績が示されているが、対象となるこどもの総数に対し、実際に支援が届いているカバー率はどの程度と認識されているのか。実績値は全体像のごく一部となっている懸念がある。また、支援の拡充はもちろんだが、支援が必要であるにもかかわらず、情報を取得できていない方々に対しても、学校や福祉部局のデータを突合せするなどして、行政側から支援を届けるアウトリーチの体制を抜本的に強化すべきと考えるが御見解を伺う。
- 5 子育てしやすい職場環境づくりについて伺う。多様な働き方実践企業の認定数が4,300社を超えたことは、特筆すべき成果の一つと考えている。一方で、県内中小企業の男性育休取得率は約3割で依然として低く、また、育休を取得したとしても、かなり短期間にとどまるケースが散見される。今後は、認定数の拡大から、実質的な男性育休取得率の向上へと評価軸の比重をシフトすることが必要と思われる。育休取得率が高い企業へのインセンティブ強化や、取得が進まない中小企業への具体的な伴走支援など、実効性ある施策の展開が重要と考えるが御見解をお聞かせいただきたい。

## 健康長寿課長

- 1 不妊・不育症支援についての相談窓口の認知度向上と、支援についてである。専門職による相談窓口としては、不妊症・不育症、妊娠、思春期の健康等について、助産師等が対応するプレコンセプションケア相談センター埼玉「ぷれたま」というものを設置している。また、不妊については、産婦人科の医師が専門に相談に対応する不妊専門相談センターを設けているところである。これらの相談窓口の周知については、県のホームページ又は市町村のホームページで周知を図っているとともに、産婦人科の医療機関で治療等を行っている患者さんに情報が伝わるよう、相談窓口のチラシを産婦人科の医療機関の方で配布の依頼をしているところである。また、今年度新たに県民向けセミナーというものを開催して、主に妊活中や不妊治療等で悩んでいる方を対象に、プレコンセプションケアや不妊に関する講演を行わせていただいた。このセミナーの中で相談窓口の周知を行ったというものである。あと、支援については、今申し上げた県民向けのセミナーを開催して、講師は産婦人科や助産師の方をお願いしたものであるが、講義だけ

ではなくて、講師による個別相談にも対応して、好評いただいたというところである。また、企業や大学等の連携というお話であるが、県民向けセミナーの開催に当たっては、市町村に周知したほか、当課が所掌している健康経営実践事業所になっている事業所に対してメールマガジンを配布しているが、こちらのメールマガジンで周知を行ったり、あと県と大学連携を行う56の大学に当セミナーについての周知をメールで行ったというものである。支援については、今回のセミナーを参考にして、今後も必要な支援について引き続き検討してまいりたいと思っている。また、検査助成利用者が専門職につながった割合であるが、こちらについては、大変申し訳ないが、特に把握はしていないという状況である。今後、これらの相談窓口で相談者が助成金の対象かどうか把握できるよう相談してまいりたいと思う。また、相談窓口の周知としては、不妊に悩む方に情報が届くように、先ほど申し上げた産婦人科医療機関でのチラシの配布をお願いしているところであるが、今後については、相談窓口と助成金、こちらをセットにして周知を図り、必要な方に情報が届くよう工夫してまいりたいと思っている。

### こども支援課長

- 2 人材確保についての所見ということであるが、委員お話しのとおり、その施設を整備しても、実際に保育士が確保できずに予定していた児童が入所できないということになってしまふのは望ましい事態ではないので、そういった事態に陥らないように、保育士を確保することは極めて重要であるというふうに考えている。県では、就職準備金の貸付け、宿舍借上補助について県独自で上乘せを行ったり、あるいは、奨学金の返済支援など、保育士に直接届く支援の充実を図ってきた。今年度からは、就職準備金の貸付けについて、これまで200,000円の貸付けだったところに、新たに300,000円の貸付けのコースを設置したり、あとは県外からの転居を伴う就職者に100,000円の加算を行うなど、拡充を図ってきた。人材確保が重要であると認識しているので、引き続き様々な取組を実施して、保育士の確保に努めてまいりたいと考えている。
- 3 こどもの居場所であるが、居場所の持続可能性を担保する仕組みについてどう考えるかということだが、こどもの居場所が安定した運営ができるように、官民連携のプラットフォームであるこども応援ネットワーク埼玉というものがあり、こちらで、例えば、企業からの支援の申出を運営団体につなぐなどのマッチングの支援を行っている。また、今年度は新たに地域でのマッチング、地域で支えていく仕組みづくりが必要であるとも考え、地域でのマッチングを行うために、地域連携フォーラムというものを開催して、地域での居場所運営団体と支援企業や社会福祉協議会、市町村などの連携を支援している。また、居場所が抱える課題に日常的に地域で支える仕組みづくりが必要であると考え、地域ネットワークの構築を各市町村で進めていただいております、その立ち上げの促進に向けて、セミナーを開催したり、地域における効果的な取組や事例を紹介するなど、横展開を図っている。その他、広報や財務など専門的な知識や技術を持つ専門アドバイザーを居場所運営団体に派遣して、個々の団体の実情に合った運営支援を行っているところである。また、朝のこどもの居場所についてであるが、このモデルを横展開するためのロードマップは描かれているのかということであるが、このモデル事業では、県からの条件設定を最小限度としており、各市町村がそれぞれ実情に応じた取組ができるような仕組みとなっている。これらの取組の成果について、今後、有識者を交えて事業の実施した市町村から、具体的な課題とか効果的な展開方法、効果的な実践方法などのヒアリングを行い、モデル事業の成果として取りまとめてまいりたいと考えている。現在も県の少子化対策協議会などを通じて、事業の実施の状況は市町村に随時情報提供して

いるが、今後はこれらのモデル事業の成果についても共有を図っていき、横展開をしていきたいと考えている。

### 社会福祉課長

4 こどもの貧困と学習支援のカバー率ということであるが、資料の方にあるのは、町村部の生活保護世帯等のこどもへの学習支援について書かれている。生活保護を受給していない困窮者世帯も含まれている形である。母数として分かるのが、生活保護世帯の方になるので、困窮者世帯の方は住民税非課税等で、学用品の援助を受けている就学援助世帯なども含まれているが、生活保護受給者について、参加割合を計算すると、小中高とも、61%程度が参加をいただいている。ケースワーカーが、家庭事情によって必要な方には御利用いただけるように御案内をしている形で、もっと増やしていきたいと考えているが、おおむね6割ちょっとの参加率である。それから、支援が必要であるにもかかわらず、情報取得ができてないということでアウトリーチのお話があったが、委員御指摘のとおり、参加の意向があっても教室に参加できないこどもへの支援は大変重要であると考えている。学習支援の委託先のアサポートの方では、こども目線で非常に熱心にアウトリーチに取り組んでいただいているところである。教室に参加しているこどもは教室の方で教員のOBの先生等に教えていただくが、教室に来ない方については、学習支援の委託先のアサポートが個別に家庭訪問を行っていただいている。また、参加者が増えていくように、県が主催する市町村職員向けの研修等では、県の家庭訪問支援、アウトリーチの支援の方法を具体的に紹介するなどして、訪問支援の有効性を伝えている。また、町村を担当している県の福祉事務所に関していうと、生活保護の対象のこどもがいる世帯については、原則、ケースワーカーが全て参加を促すよう、同意書を出していただくようお願いをして、参加を促している。また、それ以外の生活困窮世帯については、町村の教育委員会と連携して、中学生で就学援助対象がいる世帯については、就学援助の御案内の通知と一緒に、学習支援教室の案内も就学援助の案内に同封して送付することで、周知を図っている。利用したい方が利用できるように、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えている。

### 雇用・人材戦略課副課長

5 多様な働き方実践企業についての御質問にお答えを申し上げる。本県の中小企業の男性の育児休業取得率は32.8%であり、上昇傾向にはあるが、女性の取得率9割に比べて大幅に低い状況となっている。認定制度については、見直しを行い、今年度から特に優れた取組を行っている企業をプライム企業として認定している。認定項目には男性従業員の育児休業の取得が定着しているなど、企業の育休取得率の実績を確認する認定となっている。認定企業には、入札参加資格加点や従業員の奨学金返還支援事業補助金の補助率を通常2分の1のところを3分の2に引き上げるなど、インセンティブを用意しているところではあるが、このプライム企業の取組を広くPRして、プライム企業の価値を高めてまいりたいと考えている。また、県では働き方改革に取り組む県内中小企業を対象に、無料で社会保険労務士や中小企業診断士を派遣する働き方改革推進アドバイザー派遣事業を実施している。このアドバイザー制度を活用して、取得が進まない企業に助言を行い、男性育休取得への取組を支援していく。

### 鈴木委員

1 不妊・不育症支援に関して再質問する。御説明の趣旨は理解したが、相談が140件

台というのは、やはり明らかに支援の体制規模であったり、接続に課題があるように見受けられる。不妊・不育症支援は、早期の正しい情報提供であったり、心理的な支援とかが、その後の治療負担や望まない離脱を防ぐ観点でも重要だというふうに専門家からも伺っている。単に周知啓発の強化ではなくて、例えば、助成申請のフローの中に専門員相談員の初回カウンセリングを組み込むとか、あとは、オンラインで気軽に相談できる動線を整備するといったような、検査を受けたら自動的に相談の選択肢が提示される仕組みを構築していくことが望ましいと考えるが、改めて御見解を伺う。

- 2 育休関連だが、認定数の拡大はやはり成果として評価している。問題は認定を取っていても実態が伴わないような企業が存在する可能性があることだと考えている。認定企業の事後検証だったり、育休取得率などの実績報告を求める仕組みが整えば、認定が形骸化するリスクの低減に寄与すると思っている。そこで認定企業に対して、男性育休取得率や取得日数の実績報告などについて継続的に追って、一定基準を下回る場合は認定の見直しを行う、また、認定の質を担保するようなこういった仕組みを導入すべきと考えるが、御見解をお聞かせいただきたい。また、育休取得が進まない中小企業に対しては、なぜ取れないのかの実態調査を行って、代替要員の確保の支援であったり、業務効率化のコンサルティングなど、課題に応じた伴走支援を強化すべきと考えるが、県の取組状況と今後の方針をお聞かせいただきたい。

#### 健康長寿課長

- 1 助成のフローの中に相談体制を組み込むとか、オンライン体制の相談の構築などについてのお答えである。こちらについては、専門職の方に相談体制の組み込みについてどのような形が取れるか、意見を聞いてまいりたいと思っている。

#### 雇用・人材戦略課副課長

- 2 こちらの認定企業の中で、実際の実態の把握をどうしていくかというところについては、今後、認定企業を訪問する折には、経営者、人事担当者などから生の声を聞くなど、その実態の把握を努めてまいりたいと思っている。また、今後の見直しについても、どのような形で男性育休が進んでいくかを検討してまいりたいと考えている。また、伴走の支援については、先ほど申し上げたアドバイザー派遣事業をしっかりと周知して、こちらの男性育休が更に進むように支援をしてまいりたいと思っている。

#### 栄委員

- 1 資料1ページの結婚出産の希望実現、出会いの機会の提供についてお伺いする。知事は歴史的課題である超少子・高齢化へ敢然と立ち向かうとよく語っている。少子化問題では出生率の低さがよく指摘されるが、データをよく見てみると、既婚のカップルにおける出生率はそれなりの数値であり、出生率を下げているのは、生涯未婚の割合が高くなっていることが原因ではないかと考えている。そうであるならば、結婚支援することは、社会の活力維持に大きく貢献する政策であると考えている。県の取組として、SAITAMA出会いサポートセンター事業が実施されているが、資料では成婚退会者数は640組とあるが、年間の成婚者数はどの程度なのか。また、SAITAMA出会いサポートセンターの運営費のうち、県負担額はどれくらいなのか伺う。また、公的な婚活支援ということで信頼度も高いものと思うが、民間でのサービスも存在する中で、参加を希望する県民からの御意見や御要望はどのようなものが出ているのかお伺いする。
- 2 婚活イベントというのは全国的に広がりを見せているが、結婚前提のイベントという

のは抵抗感があるという方も多くおり、こうした方向けに、まずは恋愛からという恋活とか、更に手前の友達づくりを目的としては友活というものに、高知県が取り組んでいる。こうした参加ハードルが低く、更に多くのつながりを生むことができる取組に強化してはどうかと考えているが、県のお考えを伺いたいと思う。

- 3 1 ページの地域の子育て支援の充実の中の、ウのパパ・ママ応援ショップ事業について伺う。本県が実施しているパパ・ママ応援ショップ事業は、子育て世帯への経済的・精神的支援として一定の役割を果たしてきたものと考えている。事業開始は平成19年度ということで、もうすぐ20年目となる事業となっている。参加店舗数の推移を確認したが、平成19年度から協賛店舗数の伸びが頭打ちになっているのではないかとこのうふうに感じている。提供されているサービス、主なものとしては、ソフトドリンクを一杯無料サービス、ポイントカードのポイントを2倍、お菓子やおもちゃのプレゼント、こういった内容が主なものとなっている。現在では、LINEクーポンとかSNSやクーポンサイト、その他キャッシュレス決済と連動したクーポン、各種ポイントカード、会員サービス等々、民間による割引サービスというのは、割引サービスという面から見るとかなり充実してきており、会員カードやポイントカードの提示ということでいろいろなものを提示しなくてはいけないということで、煩雑化というのも最近見られるなというふうに感じている。こうした状況を踏まえて、事業本来の目的である子育て世帯の応援をより効果的に実現するために、割引中心の仕組みから脱却して、事業を民間に委ねること。そして、子育て世帯が真に求めている店舗側の物理的・精神的な配慮、ホスピタリティの面から評価・促進する新たな支援策に転換すべきではないかと感じている。事業の現状と課題認識についてだが、協賛店舗数の伸びが鈍化している状況について、県は頭打ちであるとの認識を持っているのか、また、その要因をどのように分析しているのか伺う。
- 4 割引サービスの重複と煩雑化について、既に民間企業や商工団体、商店街などによる割引、ポイント、クーポンサービスが広く普及し、提示するカードやアプリが多岐にわたることで、利用者にとって本事業の割引サービスの相対的な魅力の低下や提示の煩雑さを生じていると認識しているか伺う。
- 5 事業の民間への継承と機能見直しについて、割引や特典サービス提供という本事業の核となる機能を市場原理に基づき、効果的にサービスを提供できる民間企業や地域団体へ段階的に委ねるアウトソーシングについて、県の考えを伺う。その際、本事業の子育て応援の趣旨を民間に継承させるために、インセンティブや仕組みづくりが必要と考えているが、事業継続20年となった。この間、こうした具体的な検討状況はいかがなのか伺う。
- 6 真に求められる応援への転換についてということで、子育て世代が真に求めているのは、割引以上にベビーカーでそのまま入りやすい、また、バリアフリーになっている、こどもの靴を抜がせなくてもそのまま入れるとか、個室があるとか、こどもが泣いてもいいような雰囲気のお店づくりとか、例えば、こども用のメニューがしっかり充実したり、そういったサービスもあるとか、こういった物理的・精神的な配慮が子育て世代に選ばれていくのかなというふうに感じているが、こういった子育て世帯のニーズの再定義について、どのようにお考えになるか伺う。

## こども政策課長

- 1 出合いの機会の提供についての方から御回答させていただく。SAITAMA出合いサポートセンターの成婚退会数については、令和3年から4年連続で年間100組以上

の実績が出ているところである。令和6年度は119組238名の利用者の成婚退会があった。次に、県の負担額であるが、SAITAMA出会いサポートセンターの運営費については、令和6年度の決算において、県の負担額は会費で約467万円である。また、この年は県事業として、オンラインによる婚活相談や結婚支援コンシェルジュ事業を実施しており、その委託料として1,200万円を負担しているが、この1,200万円のうち、900万円が国庫補助事業になっているので、県の負担は実質300万円になっている。そのため、会費と委託で合わせると、800万円程度が県の負担になっているところである。次に、婚活に対して県民からの御意見や御要望についてお答えする。SAITAMA出会いサポートセンターの利用者からは、利用登録料などがリーズナブルであるが、真剣な相手と出会うことができたとか、独身証明書により本人確認をしているので安心して活動ができる、また、県内に在住・在勤の方が会員になっているので、そのような人と出会えるといったような声が寄せられている。また、県内20歳から39歳の男性、女性を対象に実施した調査では、結婚に当たり、県に実施してほしいこととして、結婚を希望する人を応援する社会的気運の醸成をしてほしいとか、それから、婚活イベント等の直接的な出会いの機会を提供してほしいとか、マッチングシステムによる出会いの機会を提供してほしいという回答があったところである。このような意見を踏まえながら、出会いサポートセンターのマッチングシステムや婚活イベントにより出会いの機会を提供することで、結婚を希望する人を応援する社会的気運の醸成を引き続きしていきたいと思っている。

- 2 参加のハードルを下げたイベントについて、こども家庭庁の調査では、未婚の若者の約5割は結婚を希望していると言いながら、相手を見つける行動を起こしていないという調査結果が出ている。SAITAMA出会いサポートセンターでは、結婚を希望する人の希望を叶えるために気軽に参加できるイベントを開催するなどして、出会いのきっかけをつくっている。また、県では令和6年度に県内プロスポーツチームを活用した出会いのきっかけづくりとなるイベントを実施したところである。委員お話しのとおり、参加のハードルを低くした出会いのきっかけとなるようなイベントも大変重要であると考えてるので、検討してまいりたいと考えている。
- 3 パパ・ママ応援ショップについて御回答する。まず、パパ・ママ応援ショップの登録数が頭打ちなのではないかということについてである。パパ・ママ応援ショップ事業は、企業を含めた地域社会全体で子育てを応援し、子育て家庭が地域社会に支えられていると実感できる社会づくりを進めるために、委員御指摘のとおり19年5月に事業開始したものである。この事業の趣旨に御理解いただきながらも、閉店とか経営方針の転換などにより、登録を廃止する店舗もある一方で、新たに登録をしてくださる店舗もある。委員御指摘のとおり、開始当初と比較すると、協賛店舗数の伸びはやや鈍化しているが、引き続き協賛店舗の拡大に取り組んでまいりたいと思っている。
- 4 相対的な魅力の低下と提示の煩雑さについてである。先ほど申し上げたとおり、この事業の目的は、社会全体で子育てを応援する気運を醸成するところにある。令和6年度に実施した利用者アンケートによると、6割以上の方から満足との回答を頂いた。また、半数以上の方が月1回以上利用しているという回答を頂いている。また、令和4年度からLINE版のカードを導入しているが、利用方法に関する意見等はいただいているところである。そのようなことから、相対的な魅力の低下とか提示の煩雑さが生じているということについては、現時点では受け止めていないところである。
- 5 民間企業等への事業継承とその際のインセンティブ等についてである。パパ・ママ応援ショップ事業が子育てを応援する気運の醸成という趣旨を踏まえて、協賛店舗の方々

の御厚意により、割引などの特典を提供していただいております、県の予算による負担はないところである。また、全国47都道府県においても、子育て支援パスポート事業として、同様の事業が実施されており、居住する地域、つまり、埼玉県以外の全国の他の地域でもサービスが受けられるようになってきているところである。このようなことから、民間企業や地域団体へこの事業を委ねるといことは検討していないところである。

- 6 子育て世帯のニーズの再定義である。利用者アンケートを実施したところであるが、パパ・ママ応援ショップについての要望として多い順に、協賛店舗を増やしてほしいが約5割、それから協賛店舗であることを分かりやすくしてほしいが約2割、サービス内容を向上して欲しいが同じく約2割というものであった。協賛店舗の業種は様々であり、サービスは協賛店舗の皆様の御厚意により提供されている。店舗によって事情も異なるため、特定のサービスを県が推奨するということは、ちょっと難しいかと考えている。しかし、利用者アンケートの結果を協賛店舗の皆様に周知はしてまいりたいと思っている。真に求められるサービスについてである。何度も申し上げて申し訳ないが、この事業の目的は、地域社会全体で子育てを応援する気運を醸成することであり、サービスは協賛店舗の御厚意により提供されているところである。御厚意によって提供されている協賛店舗のサービスを、県が評価することは難しいと考えているところである。

### 栄委員

パパ・ママ応援ショップに関してである。先ほどもお伺いをしたところだが、従来の割引を条件とする協賛制度から、子育て世帯に配慮したこのホスピタリティを評価するような制度に変えてはどうかというふうに考えている。そのため、そのホスピタリティを公的に認定・推奨するような新たな仕組みへの転換で、真に子育てするパパ・ママを応援できるような、それをもって日本一暮らしやすい埼玉県づくりに貢献いただきたいと思っている。したがって、店舗の顧客獲得努力を割引競争から環境サービスの改善競争にシフトさせるというような狙いで、事業を再構築してはどうかと考える。そうすることで、適切な価格転嫁にも貢献できるように感じている。これについて、県のお考えを1点伺わせていただきたい。

### こども政策課長

この事業は20年経過して、事業者の御理解の中で続いてきているところである。確かに割引というサービスが多いところではあるが、そうではない事業者も少なからずいるところではある。そういう事例も紹介するとか、そういう事業者を紹介するなど、何か検討を進めていきたいと考えている。

### 小川委員

- 1 先ほど御議論あった、朝のこどもの居場所づくりについて、私からもお伺いしたいと思う。先日、いち早く導入された志木市の方に伺い、朝の7時から8時の間、状況を見せていただいた。確かに非常に必要とされている方にとっては、重要な施策であるというふうに認識したと同時に、現在、数名というお子さんでいらっしゃったので、更にこれが数十名とかになったら大変かなというふうに思った。また、現場の方々のお話の中では、今モデル事業が実施されているが、県がいつまでモデル事業やってくれるのか不安だという声もあった。その意味では、今、知事が国の方に働き掛けをされているというふうに聞いているが、この国への働き掛けの実績と、国からの感触などあったら教えていただきたいと思う。

- 2 一時保護所入所時の学校通学支援、これについても、今年度からモデル実施されているというふうに承知しているが、現在までの実施状況について、教えていただきたいと思う。
- 3 児童養護施設等の小規模化についてだが、これまで長年にわたってこの目標に向かって取り組んでいただいていることは承知しているが、そもそものこの取組の目標と今の実績について教えていただきたいと思う。

### こども支援課長

- 1 朝の居場所づくりについて、これまでの要望の実績と成果ということだが、今年度も6月から11月の間にかけて、知事が4回、内閣府の特命担当大臣、こども家庭庁の担当大臣や財務大臣などに直接要望したところである。また、10月には九都県市の首脳会議があり、その中で本県からこの朝の小1の壁について、国に財政措置を要望するよということ提議して、会議で賛同を得て、その結果、大野知事が代表して、九都県市を代表して黄川田内閣府特命担当大臣に要望した。そのときに大臣からは、財政支援については、またいろいろ検討しながらやっていきたいというようなお話をいただいたところである。県としては、引き続き強く要望してまいりたいと考えている。

### 児童虐待対策幹

- 2 一時保護所の通学支援の実施状況についてである。6月から11月までで、小学生4名、計65日間通学をしている。通学支援の対象となる児童は、まず、管内に原籍校がある小学生以上の児童で、通学の意思があること、それから保護者からのいわゆる連れ戻しのおそれがない方を対象にしている。

### こども安全課長

- 3 児童養護施設等の小規模化の目標と実績についてである。児童養護施設等においては、家庭により近い環境での養育を進めるために、施設の小規模化を進めているところで、埼玉県こども・若者計画の方にも児童のニーズや施設の状況に応じて、小規模化かつ地域分散化を促進するよということ定めている。現状、令和6年度末時点だが、県内の児童養護施設22施設のうち、小規模グループケアを実施する施設は18施設となっている。定員ベースで申し上げますと、県内施設全体で1,357人のうち683人、割合にして50%程度が小規模グループケアとなっており、徐々に増えてきている状況である。

### 小川委員

今の小規模化の部分だが、できるだけ家庭的な雰囲気・空気の中でという状況の中でというのはよく理解するが、施設側からすると小規模化することによって、当然、今までの定員数より少なくなるわけで、そういった部分で事業面でも影響があるのではないかというふうに思うが、その点について、今現状、課題があったら教えていただきたい。

### こども安全課長

委員御指摘のとおり、現場の方では、やはり家庭により近い環境を求めて少人数化、ユニット化するとより職員が必要になるよということ、なかなか現場の負担というの大きいよという状況は聞いている。埼玉県児童福祉施設協議会、埼児協の方からも要望等があり、その辺りについては、まず、人材確保と定着というのよ、やはり同時にやっていかなくてはいけないよという課題は認識しており、そこについては、県として必要な支援ができ

るかどうかについて検討しているところである。

## 細川委員

- 1 先ほど栄委員からも話のあった、SAITAMA出会いサポートセンターについて端的にお聞きする。やはり、登録者数が増えれば、それだけマッチングしたり、あるいは成婚率が高くなると思う。そこで公的な強みや、また、安全性をどのように県民に広く周知しているのか、周知方法等についてお聞かせいただきたい。また、あわせて、今、民間のマッチングアプリ等でロマンス詐欺等があるかと思う。そういった詐欺を未然に防ぐ観点から、利用者が安心して活用できる環境づくりについて県の見解をお聞かせいただきたい。
- 2 2ページ目の保育サービス等の充実の放課後児童クラブの充実についてお聞かせいただきたい。共働き世帯が増える中で保育所には入れたものの、小学校入学後に放課後児童クラブへ入れず、低学年のこどもが1人で留守番をせざるを得ない御家庭が見受けられる。低学年期は、特に見守りが必要であり、保護者にとっても大きな不安となっている。放課後児童クラブの待機児童は、こどもの安全面だけではなく、保護者の就労継続にも影響を及ぼす大きな課題だと考える。そこで伺います。放課後児童クラブへ入所できない、いわゆる待機している児童について、埼玉県として、現在どの程度ニーズを把握しているのかお聞かせいただきたい。あわせて、待機児童の解消に向け、県は市町村に対し、施設整備や人材確保など、具体的にどのような支援を行っているのか、その内容と具体策について伺います。
- 3 5ページの児童虐待防止策について、ウの関係団体との連携について伺いをします。児童虐待は発見が遅れるほど深刻化し、こどもの心身や将来に大きな影響を及ぼすことから、早期発見が極めて重要だと考える。中でも、医師や歯科医師は診療や健診を通じて、外傷や口腔内の異変などの虐待の兆候に早く気付く立場にあり、正に早期発見の最前線にいる方々である。一方で現場では、虐待を疑っても判断に迷うことや、通報後の影響を懸念し、対応にちゅうちょするケースもあるのではないかと推察される。そこで伺います。埼玉県として、医師や歯科医師の皆さんが、この虐待の兆候に気付いた際に安心して相談・通報できる体制をどのように整えているのか、また、どのような情報共有をしているのかお聞かせいただきたい。

## こども政策課長

- 1 県民への周知についてである。SAITAMA出会いサポートセンターのホームページにおいて、公的な結婚支援センターであること、しっかりとした本人確認を行っていることをPRしている。また、X、インスタグラムなど各種SNS、ヤフーなどの検索サイトで検索した内容に応じて表示されるリスティング広告も活用して、多くの方に出会いサポートセンターを知ってもらうように取り組んでいるところである。それから、ロマンス詐欺などに対する利用者への安心についてである。SAITAMA出会いサポートセンターの利用登録を行う際には、市町村が発行する独身証明書の提出を必須としており、独身者のみが登録できる仕組みとしている。また、成り済まし防止のためWEB、または、センターでの面談を行っており、写真付きの身分証明書で本人確認を行っているところである。このように、本人確認を徹底することで、利用者が安心して利用できるように取り組んでいるところである。

## こども支援課長

2 放課後児童クラブの待機児童についてである。令和7年5月1日現在の速報値では、待機児童数は1,682人となっており、これは昨年度と比べて450人減少している。実際に、施設整備や人材確保にどのように取り組んでいるのか、支援しているのかということであるが、まず、市町村が放課後児童クラブを整備する際に、県もその費用の一部を負担しているが、放課後児童クラブの創設や改築のための補助は令和6年度39件あり、過去5年間では最も多い件数となっている。また、学校施設を活用して放課後児童クラブを整備することも重要であるので、教育局とも連携をして、市町村の教育委員会教育長が集まる会議に出向き、市町村の福祉部門とも連携して、学校施設を活用したクラブ整備を行うように協力をお願いしているところである。また、そのほかに放課後児童クラブを利用できない待機児童の受皿として、児童館や公民館などに専門スタッフを配置して、放課後のこどもの安心安全な居場所を提供する放課後居場所緊急対策事業を実施している。これは令和6年度から始めており、7年度、今年度は所沢市など3市で実施している。また、人材確保としては、今年度放課後児童クラブの支援員を対象とした就職フェアを実施したほか、今後、人材確保のために放課後児童支援員の魅力を発信する動画を作成する予定としている。引き続き、市町村を支援するとともに人材確保に努めてまいりたいと思う。

## 健康長寿課長

3 医師や歯科医師による虐待の兆候が見られた方についての相談通報体制についてである。産婦人科医療機関等については、早期に養育支援を行うことが特に重要と判断した妊産婦を対象として、積極的に把握できるよう、養育支援連絡票というものを設けて、連絡票に基づき、対象者の住所地の市町村に情報提供を行うという仕組みができています。連絡を受けた市町村については、家庭訪問等の対応を行うほか、児童福祉部門等の関係部署との連携を行い、適切な支援を行っているということである。また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会で情報共有して、必要な対応を行っているところである。歯科医師については、こどもの学習支援教室において、歯科医師が個別に検診などを行うこどもの健口事業というものを実施している。この中で、こどもの口の状況を把握する機会があるので、こどもの口の中の状態を把握できる状態になっている。こちらについては、県の歯科医師会と連携して行っているため、この虐待の兆候が見られた方について、市町村に連絡しているかどうかは、県の歯科医師会と連携して確認してまいりたいと思う。

## 細川委員

児童虐待に関する事で、先ほど妊産婦さんの健診うんぬんとお話があったが、各学校で定期健診等々行っているかと思う。やはり、そのときに一番目に付くのが、お医者さんが、例えば、あざがあるとか、歯については虫歯であるが治療に行っていないとか、こういったことが非常に虐待の兆候として現れてくると思う。そういった意味での学校との連携、お医者さんと歯医者さんというところとの連携について、県としての見解をお聞かせいただきたい。

## 健康長寿課長

学校での健診等については、県の歯科医師会等に相談して、そのような仕組みができるかどうかという確認をさせていただきたいと思う。先ほど、学習支援について御答弁申し

上げたが、学習支援を運営している方が家庭訪問等も実施しているので、そこで何かあった兆候が見られたら、運営を委託している市の生保の担当部局に連絡をするという仕組みになっている。

### 小久保委員

- 1 5ページにある児童相談所の体制強化の中で、一時保護所学習室の記載があるが、一時保護所並びに一時保護専用棟における児童の通学支援及び学習評価について伺いたいと思う。まず、県所管であるところの6一時保護所における、先ほどあった通学児童数が4名ということである。一方で伺ったが、一時保護専用棟におけるそれが1名ということも聞いているが、この一時保護所についてでいえば、1日平均入所児童者数が213名ということであるので、つまり213分の4ということ、全体の2%ということで、私はこの数字は例外的な対応だというふうに思っている。そこで、まず伺いたいが、今後、この実施施設、また、対象児童数の拡大の時期について、確認させていただきたい。
- 2 先ほど申し上げた一時保護専用棟についてであるが、同じ県措置による一時保護となっているが、お話しのとおり、財政支援がない。同じ一時保護でありながら、民間であるということの理由をもって、教育機関に格差が生じているということについて、県としての御見解を伺いたいと思う。
- 3 御案内のとおり、この一時保護所、また専用棟の法定上限数から原則60日ということになっているが、ここにおける学習支援は元教員の方とか、あるいは、施設職員の方ということを伺っているが、この間の要は原籍校に通学していない、また、通学できていない、この児童の学習評価というものをどのように行っているのか伺いたいと思う。

### こども安全課児童虐待対策幹

- 1 県の一時保護所の通学支援の拡大を検討する時期についてである。今年度から2年間で、県の方ではモデル事業として、まずは南児相でやっている。ここで課題を収集して、そこでの課題をどういうふうに乗っ越えていけるかどうか、そういったことを整理して、拡大をするかどうかについて、改めて検討していきたいというふうに考えている。

### こども安全課長

- 2 一時保護専用棟についての児童相談所との違い、格差について答弁する。まず、児童相談所は学習指導員の方で指導を行っている一方で、児童養護施設の一時的保護専用棟は、学習指導員は配置基準上、置かなければならないということではなく、置いてはいないが、いわゆる措置費の方に学習指導費加算ということで、運営費の方に加算というメニューもある。元教員のボランティアの方だったり、職員の方が教えたりといった実情もあるのは事実である。この一時保護専用棟のうち、一時保護専用棟の配置基準とか、今申し上げた措置費の制度設計については、国の方で行っているの、制度の根本的な問題については、国の方で責任を持って対応していただきたいと考えているところだが、委員御指摘のとおり、児童の学習権の保障という観点も重要であるので、施設とか入所児童の意見を聴くなどして、県としてどのようなことができるか、国への要望も含めて検討してまいりたいと考えているところである。

### 義務教育指導課長

- 3 一時保護所に入所中の児童生徒で、原籍校に通えていない子どもたちの学習評価につ

いてということであった。現行制度において、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因、又は背景によって、学校生活の適用が困難であるために、相当の期間出席しない、又はすることができない状況にある不登校の児童生徒が行う学習については、一定の要件の下、欠席中に行った学習の成果を考慮して、原籍校で成績評価を行うことができるものとされている。一時保護所の児童生徒についても、各学校が一時保護所と連携をしながら、一時保護所で行った学習を基に、学校に通学していたときの学習記録と合わせて成績を付けることが可能である。例えば、児童生徒が一時保護所において学校から届いたプリント、それから定期テストであるとか課題、実技教科の作成キット等の教材等を使いながら、それに組み込み、その学習成果というのを学校が訪問による対面指導等も交えながら、プロセスまで含めて丁寧に把握して、それを成績に反映することなどが考えられる。

### 小久保委員

今の御答弁だと、基本的には出席していることを前提として、いわゆる原籍校での出席というものを基にした、例えば、テストとかあとペーパー、あるいはワークキットというものを基に判断されるというが、でも、そもそも担当の教員がいないのにテストで言えば、要はテストだとかペーパーだとか、そういったものだけで判断されるということになってしまうかと思うが、そもそも通学できていないのに、どのように判断されるのか、つまり、与えられた紙で判断されるということになるのか伺う。

### 義務教育指導課長

出席していることを前提にということだったが、ちょっと私の説明が分かりにくくて申し訳ない。出席していることが前提ではなくて、欠席中に行った学習の成果というのを考慮して成績評価を行うことができるという制度になる。そのため、学校にそもそも通えていない一時保護所にいる児童生徒が、一時保護所の中で行う取組・学習について把握していくと、その把握について、教員が学校と同じような形で全く同様に把握するというのは難しいところではあるが、そこについては、例えば、学校が定期的に訪問をしながら対面指導等をしたり、一時保護所と連携しながら、児童がどのような学習に取り組んで、児童の一時保護所における評価ということではなくて、どのような学習に取り組んでいるかという事実関係についても把握しながら、そのプロセスを含めて丁寧に学校として把握して、校長の判断で成績に反映していくというものになる。

### 八子委員

- 1 「4 こどもの居場所づくり」の朝のこどもの居場所づくりだが、こちら、今、モデル事業で現在実施している自治体数について確認したいが、志木市と行田市と毛呂山町と、あと私の地元の富士見市の四つでいいのかどうかということを確認したい。それに関連してもう一つだが、どんな方がいわゆる保育というかに内定として、担われているのかということと、さらに、質の確保が大丈夫なのかということがちょっと気になる。富士見市の場合だと、シルバー人材センターが委託を受けてやっているが、果たしてこれできちんと保育ができていいのかどうかというのはちょっと疑問というか心配なので、その点について伺いたいと思う。
- 2 「5 生活保護世帯等のこどもへの学習支援」だが、先ほどのどのぐらいの割合で児童生徒が参加しているのかというのは分かったので、どうして100%にならないのかという、その理由をどう分析されているかということについて伺いたいと思う。

- 3 「7 こどもの意見聴取」の「さいたまけん★こどものこえ」についてだが、小学生のアンケートの内容がちょっと難しいのかなと個人的には思っている。もうちょっと内容を易くするとか、実際に質問を見てみると、ここから先は4年生以上が答えてくれとか、保護者も一緒にとかと、一応きめ細かくはなっているものの、例えば、その質問の内容を見ていると、プレコンセプションケアについて聴いたり、あとは部活動の地域移行とかというのを質問されているわけだが、実は小学4年の娘がこれに参加させてもらっているが、やはり小学4年だと、今言ったようなものというのは、ほとんどが分からないということになってしまうので、質問していること自体は別にこれはこれでいいのだが、もう少しきめ細かいやり方というか、ケアというか、質問のやり方をちょっと工夫されたらどうかと思うがいかがか。

### こども支援課長

- 1 朝のこどもの居場所づくりで、実施しているのが4市町でいいのかということだが、これは委員のお話のとおり、4市町で今年度実施、または実施予定である。また、どういった方が実際に見守りを実施しているのかということだが、シルバー人材センターが担当して対応している例もあり、今、その学童保育を補助クラブを運営しているNPO法人が実施している例とか、あとは社会福祉協議会がしている例などがある。実際にきちんとその質の確保ができていいのかということだが、市の方も通常の委託事業とか、そういうものと同じように指導というか管理はしており、今のところ、例えば、その志木市の方でも特に問題があるといったような話は聞いていないので、ある程度担保できるのかなと考えている。

### 社会福祉課長

- 2 生活保護世帯等のこどもへの学習支援の参加率で、なぜ100%にならないかということであるが、生活保護世帯の親の世帯も経済的な余裕がなく、そもそも学習の習慣とか環境とか、そういったものがない家庭もあり、こども自身も親も学習に関心を持っていないなどという家庭があるということも伺っている。こういったところにケースワーカーの方から丁寧に御案内をして、県としても、こうした家庭の声掛けの仕方を書いたマニュアルなども配布して、できるだけ参加いただけるよう配慮をしているところである。また、生活保護世帯の対象の方の世帯でも、例えば、特別支援学校などに通っていて十分な支援が受けられているような場合もあるので、家庭の状況などを見ながら、必要なところには必要な御案内をさせていただきたいと思う。こうした事情があるので、なかなか全てということには至らないところである。また、市の方でも参加が上がるように、先ほど申し上げたマニュアル等も配布して、参加の促進をお願いするところである。

### こども政策課長

- 3 こどものこえについてお答え申し上げます。「さいたまけん★こどものこえ」は、こどもの意見を県のこども施策に反映するために、小学生、中学生、高校生、それからそれに相当する年齢の方を対象にインターネットを利用したWEBアンケートにより、広く意見を聴取している。このアンケートのテーマについては、庁内各部局から募集をしている。設問の内容や、小学校、高学年、中学生など回答対象をどの区分に設定するかについては、施策の担当部局の意向を受けて、こどもにとって分かりやすくなるように確認、調整しているところである。先ほど、部活動の地域移行のことがお話にあったが、これから中学生になる小学生のお子さんに意見を是非聴いてみたいというような部局

の意向もあったところである。今回、内容が難しいのではないかと御意見もいただいたので、更に分かりやすい表現にしたり、解説を追加したり、それから回答対象者の区分を更に見直すなど、こどもに分かりやすい内容となるように施策の担当部局と連携してまいりたいと思う。

## 中川委員

委員長、資料の御配布有り難く思う。

項目が多岐にわたっているが、まず、最初に警察の生活安全部理事官兼人身安全対策課長におかれては、この後、福祉部に、あるいは教育委員会に質疑させていただくことで、警察から見た補足説明があったら、最後に御答弁を頂ければ幸いである。

- 1 児童虐待対策だが、皆さんの住んでいる自治体でどうなっているかは存じ上げないが、私が知り得たことで言うと、前任の福祉部長が児童相談所に保護を命じても保護がされず、結果としてお子さんは飛び降り自殺をし、亡くなった。それから、大袋駅で先日、20代のママさんと5歳のお子さんが電車に飛び込んで帰らぬ人となった。これらのことは、きちんと福祉部が、局長には分からないか、福祉部が検証していないので、警察としては、こどもの自殺が過去最悪な県庁、埼玉県のこどもの自殺、要は児童養護しなければならないのに、過去最悪な状況である。その上で、過去15年間で児童相談所が介入した履歴のある、大人によるこどもの殺人、親子などによるこどもを巻き込んだ心中、こどもの自殺は、過去15年間で何人か。
- 2 一個目の質問で重要なのは、シビアなデータを民生委員、要保護対策協議会、市町村など、こどもを見守っている、あるいは、行政として管理している関係者に、残念ながら県庁は実情を伝えていないが、こども・若者計画に一体いつになったら、そのデータを示すのか。
- 3 虐待されている育児困難なお子さんは自殺率が高い、という認識に埼玉県庁は立てているのか。
- 4 児童相談所が保護解除した後、市町村にその後のフォローをお願いするが、データ上、児童相談所が要保護児童という対象から外してしまうと、県庁のデータから削除されてしまうと伺っているので、これは、警察との協議も必要になってくるが、児相案件だった要保護扱いから解除された部分の対策をどうするのか。
- 5 自殺を防止するために、なぜか児童相談所は保護した後、すぐ精神科に連れて行く。すぐ、あるいはその後、そこで何がされるのかというと、小児精神薬を処方される。安定剤、眠剤。それは、現状、全ての都道府県がやっちゃっていることである。お尋ねするが、小児精神薬というのは、日本では医学が確立されていないと専門家は言っていることを以前もお尋ねしたが、その認識で合っているのか。
- 6 要保護対策協議会などの市町村との信頼関係、児相が保護を解除した後や、保護できない施設がいっぱい、里親が足りないというときの信頼関係を、先日も県内の複数の市町村から児童相談所の対応が不信感でいっぱいだと。児童相談所の職員がいけないのではなく、今、ここの50人以上いる皆さんのフォローが必ずしも十分では、結構、前向きに言っているが、必ずしも十分ではないので、児童相談所の職員が保護できない理由を市町村職員にほとんど言えてない。優先順位を隠してしまう。そして、保護を解除した理由もほぼ言えていない。どうしてこのタイミングで保護を解除するのか。
- 7 先ほど執行部の方からの説明で、再統合という御答弁があったが、これは厚生労働省が定めている言葉なので、県庁が聞かざるを得ないのは分かるが、殺しかねない、こどもを殺めかねない保護者のところにも、来週、ある児童相談所管内は返す。それは、施

設が足りないから県庁としては致し方ないのかもしれないが、その子は幼少の時代から事故を装って、池に子どもを落としたりしている家庭なので、地域や市町村から見れば再統合は不可能だと、市町村の職員が最近も言っていることだが、残念ながら箱が足りない。具体的に言うと、中学生・・・

## 委員長

簡潔明瞭に願います。

## 中川委員

- 7 再統合の関係を厚生労働省にどのように協議を今後持ち込むのか。これ、断言するが、埼玉県庁は1回も協議を申し込んだことない。
- 8 その関連だが、保護施設を拡充しないと、今みたいなことが明日以降も起きるが、国とどのように協議をしていくお考えか。これまでも協議しているが、要望というレベルではないと思うがいかがか。
- 9 「生きる教育」というのを、男女共同参画推進議員連盟でやった、性教育の前提として推進していただきたいと以前から申し上げていて、これ、先進自治体は大阪府の市町村なのだが、幸い20日にNHKのEテレで、夜11時から放送されるので、行政職員でそのことを周知されてはいかがと思うがいかがか。
- 10 要保護対策協議会に関連するが、地域の方や学校の先生は保護を解除されると、毎週、学校の先生が家庭に週に1回どころではなく訪問されて、大変御苦労いただいているが、私たち議員がお世話になっている地域の方にお菓子を持っていくと、それは公職選挙法で捕まってしまうので、そのインセンティブを予算化すべきだと思うが、来年度予算要求しているのか。
- 11 熊本の慈恵病院、いわゆる赤ちゃんポストと連携していただきたいと以前から福祉部に求めているが、今後の方針はいかがか。
- 12 残念ながら東京都と違って、児童相談所を市町村が1か所も、さいたま市も含めて新たに1か所も設立できていない。人口300,000であれば、東京都以外でも児童相談所を設立できるが、厚生労働省との協議を今後どのように持つていくお考えか。
- 13 こども政策局長にお尋ねするが、毎年、福祉部で、保育園などからの要望、差し迫った訴えを頂いているが、また局長は分からない顔をしている。具体的に言うと、早朝保育や夜間保育はリスクが高くて仕様がないう。おっかなくて保育しづらいという声は毎年、課長段階でお聞きになっていると思うが、今年度、残念ながら途中で中座した課長が、その後のフォローをきちんと、今後どのようにするお考えか。お願いだから、各シビアな子育て状況をフォローしている方々の前で、パソコンを見て話を聞かないでいただきたい。
- 14 これも局長に御答弁いただきたいが、経済対策などの緊急補正が今後も、今回の議会であるかどうか存じ上げないが、今後もあるときにどうやって、今、申し上げた保育人材の確保ではなく、維持、先日も30代の優秀な勤続年数何年もある方が、恐らくカスハラにやられまくって、もうもたない、今年度で辞めさせていただきたいと、園長先生は大変苦労されている。そういう、他部局との予算の分捕り合戦で、きれい事ではないので、どうしても今までは総花的な前例踏襲的な予算の状況だったが、どうやって局長の政策的な御判断をされるのか。
- 15 これも局長にお尋ねするが、前回のこの委員会で、警察本部の方に闇バイトに子ども・若者が陥らないようにしていただきたいと福祉部も含めてお尋ねしたが、その後、警察

との協議やメディアへのレクチャーはどのように変わって、こども・若者計画に位置付けようとしているのか。

- 16 今回の県議会の一般質問の御答弁でも、やれ支援団体の数を自慢していたが、ところで、アスポートでは白鳥先生を我々失い、屋台骨が弱くなっている中で、県庁職員に人事課がアンケート調査しているが、こども支援に関わる、また局長分らない顔をした、こども支援に関わる県庁職員は、何人参画しているのか。
- 17 歯科医師の関係だが、大阪府の事例を検証していただきたいということは、10年以上前から申し上げているが、どのように大阪府にキャッチアップしようとしているのか。
- 18 放課後児童クラブだが、放課後等デイサービスも含まれるが、市町村の管理はもはやでききれない。先ほどの御答弁で数を増やしていくというふうな御答弁があったが、市町村への支援というのはおこがましい言い方で、全部市町村におんぶにだっこでやっているの、どうやってカバーするお考えか。

### こども安全課児童虐待対策幹

- 1 過去15年で児相が介入した履歴のある殺人、心中、自殺が何人か。まず殺人が、15年のデータがないが、令和2年から6年までで2件、心中が令和2年から6年度までで2件、自殺が令和元年度から6年度までで3件である。
- 2 民生委員、要対協等に実情を伝えて、次期計画に表記をした方がいいかと、いつ表していくのかということだが、児童虐待の実情を関係者と情報共有して対策に取り組むことは重要だと認識している。まずは、どのような情報を伝えて、また、計画に表記することが適切かについて検討していく。
- 3 虐待されている育児困難なこどもは自殺率が高いということを県庁は認識しているかということについては、国の統計データは見つからなかったが、社会的養護未経験の児童虐待の被害者を対象とした民間の調査においては、多くが自殺願望を有し、自殺を実行したことがあるという調査結果が出ている。
- 4 児相が保護を解除した後、市町村に依頼するが、児相案件だった案件で市町村が保護解除された後の対策をどのように立てているかについては、関係機関から児童の状況、保護者の状況に異変があれば、市町村、あるいは緊急度によっては、児童相談所に情報が入るようになっていく。ここについては改めて徹底していく。
- 5 小児精神薬について医学的に確立されていないことについて、認識が合っているかということである。児童精神科医へ確認したところ、成人に対する臨床試験で効果が実証されているものであっても、児童に対する臨床試験をしていないので、ほとんどが児童に対して安全性が実証されていないと注意書きが書かれている。児童への投薬に当たっては、児童精神科医の経験を踏まえて、慎重に処方しているのが実情である。
- 6 市町村に保護理由や解除などをほぼ入れていないのではないかとということである。これについては、一時保護を解除して家庭引き取りになる場合であっても、地元市町村と連携しながら、児童相談所が連携してやっていくということが大切だと思っている。市町村と連携していくには、やはり、児童相談所がそういった解除の理由や、解除する前も改めて前もって市町村が準備できるように、地域で受入体制をしっかりと構築できるように、早め早めにやっていくことが重要だと思っている。委員の御趣旨は理解したので、児童相談所長と改めて協議をし、市町村との連携を強化していく。
- 7 再統合について、厚労省に協議を持ち込むのかということだが、私の方で、まずは現場の状況を確認して、検討していきたいと思っている。
- 8 保護施設の拡充について、国とどのような協議をしていくかということである。今年

度、新たに朝霞児童相談所を開設している。県全体の一時保護の利用状況をまだ開設したばかりなので、少しそこを見極めて検討していくということになる。あともう一つは、一時保護所に長い期間入所している児童がいるので、施設への入所ができるように、施設への支援についても必要ではないかというふうに考えている。

- 9 「生きる教育」のEテレの放送について、関係機関へ周知していくべきではないかである。やはり職員の資質の向上のためには、各研修を実施していると同時に、業務の参考になる情報についても関係機関に我々としても日々提供している。委員の御提案も参考にしながら、対応してまいりたいと思う。
- 10 地域の関係機関、例えば、学校などの先生が週1回以上家庭訪問しているが、インセンティブのための予算が必要ではないかということであるが、これは現状、福祉部では予算要求はしていない。
- 11 慈恵病院の赤ちゃんポストについてである。赤ちゃんの置き去りを未然に防いでいくためには、地域が連携して、早めにキャッチして、妊娠、妊産婦に寄り添って困り事を伺って、必要な支援につなげていくことが必要だと認識している。慈恵病院の赤ちゃんポストについては、赤ちゃんを預けるだけではなくて、妊娠、出産、育児などについて、様々な悩みを抱えている母親やその周辺の方々の悩み事を伺って、一緒に考えて丁寧に解決する取組も同時に行っている。こういった悩みを抱える方々に対して、寄り添って支援をしていくということは、県としても重要というふうに認識しているので、学ぶべきところは多いと思っている。まずは、こうした赤ちゃんポストの取組について、私自身勉強していきたいと思っている。
- 12 市町村での児童相談所の設立に向けて、国との協議状況である。これについては、私どもの方から、こども家庭庁の方に今月も含めて、何度も確認をしているが、現時点においても、こども家庭庁から回答がない状況である。我々としては期限を区切って、回答を求めるように改めて対応していきたいと思う。

### こども政策局長

- 13 福祉部で保育園団体等から要望があった際に、今年度中座し、その後、どのようにフォローしているのかという件であるが、当時、担当課長は所用にて中座をさせていただいたところではあるが、その場には、管理職である副課長が要望に対応していた。保育園団体側の要望については、しっかり受けとめているところである。なお、委員の方から、保育園団体が要望を述べている際にPCをずっと見ていて、相手方の顔を見ていないということについての御指摘については、私もそのとおりと思う。部下職員に対して、今後はしっかりと相手の顔を見て、要望内容を受け止めるように指示したところである。
- 14 経済対策の補正が国からあるが、そういったものへの総花的だが、どのように考えているかということである。これまでも保育園等の運営に必要なガス、電気、園児の食材等について、国の物価高騰に対する形で経済支援対策を行ってきたところである。県としては、財源が国から来ているものであるため、速やかに保育園等へお届けすべく、これまでも鋭意取り組んできたところである。今後についても、あったらそのように取り組んでいくつもりである。
- 15 前回、この委員会で闇バイトの関係で、警察との協議、そのことについてこども・若者計画にどのように位置付けていくのかということである。御存じのとおり、闇バイトについては、主には警察等の担当ということであるが、こども・若者計画に闇バイトに関する広報、啓発等の推進について記載がある。このことについては、年に1回、当該計画の取組状況を各課・各部から報告いただいているので、その結果を受け、今後の当

該計画の反映については、警察をはじめ担当部局等と調整をしてみたいというふう  
に考える。

- 16 アスポートの白鳥先生の関係で、職員が何人参画しているのかということである。ま  
ず初めに、白鳥先生には生前、アスポートの運営推進に熱心に取り組んでいただいたと  
いうことについては、担当課から伺っている。白鳥先生に残していただいた、この誇れ  
るアスポートをしっかりと維持されるように担当課とも支援の関係について相談をし  
てみたいというふうを考える。なお、こども支援ということについては、幅広く関  
わっている職員数について数字は持っていないが、仮にこども支援に関わる県庁の職員  
数がこども政策局の職員数というふう置き換えさせていただければ、723名という  
形になる。
- 17 歯科医師会、大阪府の事例を検証して10年前から言っているキャッチアップという  
ことである。児童虐待等への歯科の関係であるが、委員は御存じかと思うが、平成24  
年3月にこども安全課で、県歯科医師会に協力をいただきながら、マニュアルを作成し  
ている。つまり、委員の御指摘いただいた大阪府の関係は、同様に24年3月から対応  
できる体制にある。
- 18 放課後児童クラブは市町村で管理しきれないのではないかと、市町村支援とはおこが  
ましいが、今後どのように考えているのかということについてである。放課後児童クラ  
ブは市町村事業であるが、運営に必要な人材の確保支援や、こどもの発達関係につい  
て巡回支援アドバイザーを派遣しているところである。今後、放課後児童クラブの運営  
団体や市町村との対話の中で、更なる支援についても伺ってみたいと考える。

## 中川委員

- 1 資料要求した里親の関係だが、以前からどうやって1位になれるのかと申し上げてい  
る。我が県の最大の目標は、日本一暮らしやすいであるので、今後の戦略を具体的にお  
尋ねしたいが、時間の関係もあるので1個に絞る。養子縁組、この委員長の御指摘で守  
ると、1ページ目に不妊に関する支援ということが書いてある。県庁も考え方が変わっ  
て、養子縁組もいかがかという体制になってきたものの、私が県議になった14年前は  
養子縁組の団体2か所県内にあったが、残念ながら現在1か所のみになった。年によ  
っては養子縁組がたったの10件。700万人もいて、たったの10人というようなこと  
も漏れ聞いているので、里親委託並びに施設整備はどうやら難しそうなので、どのよ  
うに今後戦略的にやっていくのか、局長のお考えをお聞かせいただきたい。
- 2 先ほど児童虐待対策幹からの御答弁で、小児精神薬の投与について、慎重にというふ  
うに言っているが、実態としてそうなっている実感が私には皆無である。部長に今後、  
お願いしたいが、福祉保健医療委員会とか当特別委員会に医師の資格を持った管理職を  
同席していただかないと、この答弁、正直言って重役の皆さんにも答弁が難しいと思  
うので、今後、御検討をお願いできればと思う。
- 3 虐待対策の児童相談所の体制だが、この数年で児童相談所の職員が何人ぐらい辞めて  
いるのか。というのは、先ほど質疑したことの理由だが、再統合を児童相談所の所長が  
求めすぎると、職員は病んでしまう。心が。いやこれ返すべきではない、返してはいけ  
ないと、そしたら辞めたくなくなってしまうので、国とどうやって協議をするのかと申し上  
げたが、それを御答弁いただきたい。
- 4 こども政策局長に、もう一度お尋ねするが、先ほどの保育園連盟の御答弁だが、その  
後、課長から特段のフォローはしたのか。私、特段、御報告を頂いていないので確認さ  
せていただきたい。

- 5 こどもの居場所。2ページ目の白鳥先生の遺志を継いで、県庁がどうやって人事課と連携して、毎年職員アンケートで結果が出ているので、その職員アンケートをどう有機的に今後、こども政策局長は今まで人事課とやり取りをされていないはずなので、するお考えか。

#### こども政策局長

- 1 里親の関係でどうすればなれるのかの戦略ということであるが、まず、里親については、養子縁組を進める観点で、県では特別養子縁組の推進に向け、妊産婦支援による養子縁組推進事業を実施している。この事業、委員御存じだと思うが、経済的な問題、家族のサポート不足とか、あとは性被害などもあるが、そういう問題を抱えた妊産婦に対して、看護師等々が養育・養子縁組の相談支援を現場で行っているものである。そういったものを活用して、事業を前に進めていければというふうに考えている。
- 4 保育団体へ課長からフォローしたのかということだが、課長から直接、保育団体の方へは具体的に何かをフォローしたということはない。副課長から内容は聞いており、要望書の方も受け取っているので、しっかりと受け止めている。
- 5 職員アンケートをどのように使って、その白鳥先生の遺志を継いでいくかである。白鳥先生の遺志を継いで、このアスポートというすばらしい仕組みは、維持されなければいけないというのは、私も個人的に思っているので、担当課とよく相談をまず、したいと思う。

#### 福祉部長

- 2 委員会に出席する職員についての御質問である。これに関しては、委員会で取り上げる、御審議いただくテーマに沿って、必要な職員について出席できるよう検討していく。

#### 福祉政策課長

- 3 児童相談所を辞めた職員の数という御質問だが、ちょっと古いデータを持ち合わせていないので、直近の令和6年度の数字を申し上げますと、福祉職が10人、児童福祉司11人、心理職2人ということで、この福祉職には児童相談所以外の職員も一部含まれているが、おおむねそういった数字となっている。

#### こども政策局長

- 4 先ほどの中川委員の御質問に少し答弁漏れがあったので、補足をさせていただく。保育団体からの課長のフォローということだが、課長から直接のフォローはしていないが、実は、先だって保育団体の方々と私がお会いする機会があり、そのときに、要望のときには御迷惑をお掛けしたことだけはお伝えをしたところである。

#### 中川委員

- 1 先ほどの御答弁で局長にお尋ねしたいが、どうしてデジタルトランスフォーメーションなのに令和2年度以前のデータが、これだけの人数がいるのに、こどもの自殺の人数さえ、虐待で殺されたこどもの人数さえ、親御さんが耐えられなくなって親御さんも亡くなった人数が、どうして日本一暮らしやすい埼玉県で、令和元年以前が出てこないのか。
- 2 義務教育指導課長にお尋ねするが、先ほど一時保護の対応だとか、私から申し上げたのは、保護を解除した後の対応を学校に任せ過ぎだと申し上げたので、義務教育指導課

長に答弁いただきましたかったのは、県教育委員会、市教育委員会、福祉部、県庁がどのように具体的にバックアップするのかというふうな部分を、先ほど大阪府医師会の片鱗を、今現在、埼玉県庁、埼玉県教育委員会から、特段、片鱗を確認できたためしはないので御答弁をお願いする。

#### こども政策局長

1 どうしてDXの時代に令和2年度以前の数字が分からないのかということだが、このことについては大変申し訳ない。我々として、その統計数字を取っていないことが一つと、ほかで取っているセクションのデータを確認したが、令和2年度以前のものがなかったという事実である。お詫び申し上げます。

#### 義務教育指導課長

2 保護解除後の対応についてということで、義務教育指導課長にということだったが、虐待の関係で担当課である人権教育課長の方から答弁いただこうと思う。

#### 人権教育課長

2 一時保護の対応で保護解除後の対応を学校に任せ過ぎではないかということである。御指摘も踏まえ、大阪府の取組も勉強しながら、県教育委員会や市町村教育委員会、福祉関係機関そういったところと連携しながら対応していければというふうに考えている。勉強させていただければと思っている。

#### 中川委員

令和2年度以前のデータを県庁がどうやって集めるのか。情報を。今日、県警本部からも官がお見えだが、県庁が求めなければ、警察は情報を差し上げることが不可能である。特に、これまで求めたことのないことは、こども・若者計画にそこが漏れていて、次の計画案が出されても、どこにその魂が入っているか、局長、最後に御答弁いただきたい。

#### こども政策局長

令和2年度の数字を県警等々、関係機関に求めたらどうだという御指摘かと思う。次期計画については、計画するまでまだ時間があるが、委員の御趣旨をまず、よく理解して、その数字について県警をはじめ、どの機関に求めれば出てくるのか、まず、そこから始めて、数字の収集をできるように検討してみたいと思う。

#### 塩野委員

最後の6枚目の資料で、「希望の家」事業のことに触れていただいている。非常に大事な事業だなというふうに思っており、この間、大学等の進学率も上がっている中で、全県で定員20名というのはちょっと少ないのかなというふうに思うが、現状、これで足りているとは思えないが、足りているのかどうか。また、希望はもっと多いのではないかなと思うが、その辺の実態というか状況を県として把握されているのか、念のため確認させていただきたいと思う。

#### こども安全課長

入退所児童への支援のうちの「希望の家」事業に関する部分である。御承知のとおり、こちらは20部屋あり、20人が入居できるという形になっている。令和6年度について

は、年度当初20人で、今年度、7年度も当初20人だが、大体年間通じて、年度末に行くにつれてちょっと1人2人減っていくというような状況で、今、規模感としてはちょうど20でいい状況だが、利用状況とかその辺りを調査して、今後どういうふうに対応していくのが良いか検討しているところである。今後、適切に対応していく。

#### **塩野委員**

念のため申し上げますと、20ぐらいの希望しかないというのは、本当にそうなのかなというのにはちょっと懸念があるので、ニーズの把握をするところからしっかりと対象者全員に声を掛けるなども含めて、その上で適正な規模なのかどうか。また、足りてない、不足があるようであれば、更に拡充をしていくべきだというふうに思うが、その辺も含めてもう一度答弁いただきたい。

#### **こども安全課長**

委員からもお話があったとおり、この事業は社会福祉士会と連携しているところであるので、現場の利用者、それから社会福祉士会の方とも意見交換しながら、実際のニーズとか効果とか、今後の需要の見込みを含めて、適切に把握してまいりたいと考えている。